

## 令和6年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、別表1に掲げる共済組合（以下「共済組合」という。）から契約に関する委任を受けた一般社団法人地方公務員共済組合協議会（以下「甲」という。）と別表2に掲げる医療機関から契約に関する委任を受けた公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会及び一般社団法人日本病院会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

### （総 則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別表3健診等内容表のとおりとする。

- 2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。
- 3 特定健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する社会保険診療報酬支払基金（以下「代行機関」という。）への送付を行うものとする。

### （本人からの請求に基づく情報開示）

第3条 前条の規定に基づき甲の委託を受けて乙の会員の実施機関が実施した健康診査について、当該実施機関がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、当該実施機関は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

(対象者)

第4条 特定健康診査は、実施機関に「組合員証・組合員被扶養者証・船員組合員証・船員組合員被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証」(以下「組合員証等」という。)又は「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(以下「国の手引き」という。)」で示されたオンライン資格確認等により保険資格が確認できるもの及び共済組合の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に組合員証等又は国の手引きで示されたオンライン資格確認等により保険資格が確認できるもの及び共済組合の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日から一週間以内に初回時面接を行う場合のセット券(以下「特定保健指導利用券等」という。)を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。なお、特定保健指導を受ける際、特定健康診査を実施した実施機関と異なる場合又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断(以下「事業主健診等」という。)を受診した場合には、次のとおりとする。

- (1) 前項の特定健康診査を受診した者については、第2条第3項で受診者に通知された特定健康診査受診結果通知表を提出すること。
- (2) 事業主健診等を受診した者については、実施基準第14条により提供された健康診断に関する記録の写しを提出すること。

(契約期間)

第5条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。)する日までを有効期間とする。

(委託料)

第6条 委託料は、別表4委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第7条 実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価(計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価)終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担

分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別表4委託料内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

- 2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ共済組合がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診若しくは利用する時の委託料の請求は、次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。
- 3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の休日にあたる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。
- 5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等についても、共済組合が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は共済組合のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

- 第8条 共済組合は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 共済組合及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場

合は、代行機関を通じて請求者（実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

- 3 請求者（実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再審査のうえ、再度前条第1項の方法により請求を行うことができる。

（委託料の支払いにおける事務取扱）

第9条 実施機関において、組合員証等又は国の手引きで示されたオンライン資格確認等により保険資格が確認できるもの、特定健康診査受診券及び特定保健指導利用券を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、共済組合から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、組合員証等又は国の手引きで示されたオンライン資格確認等により保険資格が確認できるもの、特定健康診査受診券及び特定保健指導利用券を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、共済組合の責任・負担とし、共済組合は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、共済組合から請求額は支払われないものとする。
- 4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた共済組合が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、共済組合は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、共済組合は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第8条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む。）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第 11 条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第 12 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失がない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前 2 項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙 1 個人情報取扱注意事項、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 14 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲又は乙は、相手方がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより共済組合に大きな影響がある場合は、別表 2 実施機関一覧表より当該実施機関を削除し、この契約から解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(協 議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月31日

委託者（甲）

一般社団法人地方公務員共済組合協議会  
東京都千代田区内幸町2丁目1番1号  
飯野ビルディング11F

会 長 板 倉 敏 和

受託者（乙）

公益社団法人日本人間ドック学会  
東京都千代田区三番町9番地15

理事長 荒 瀬 康 司

一般社団法人日本病院会  
東京都千代田区三番町9番地15

会 長 相 澤 孝 夫

区 分		内 容	
特定健康診査	基本的な健診の項目	質問(問診)	別紙2質問票のとおり
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		理学的所見(身体診察)	
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪
			随時中性脂肪※1
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール※2
		肝機能検査	GOT
			GPT
	γ-GT(γ-GTP)		
	血糖検査※3	空腹時血糖	
		ヘモグロビン A1c	
		随時血糖	
	尿検査※4	糖	
		蛋白	
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※5	貧血検査	赤血球数	
		血色素量(ヘモグロビン値)	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
	眼底検査(両眼)		
血清クレアチニン及びeGFR			
特定保健指導	動機付け支援(動機付け支援相当)	I 初回時面接 ① 個別面接1回(20分以上)又は ② グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上) II 実績評価 3ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	
	積極的支援	初回時面接の形態	① 個別面接1回(20分以上)又は ② グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上)

		実施ポイント数	180 ポイント以上
	3 ヶ月以上の継続的な支援	主な実施形態 「標準的な健診・保健指導プログラム」(令和6年度版)を参照	<b>【アウトカム評価】</b> <b>◆</b> 主要達成目標… 2 cm・2 kg 減少 <b>◆</b> 行動変容等を評価 (1 cm・1 kg 減少、食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣、その他の生活習慣の改善) <b>【プロセス評価】</b> <b>◆</b> 個別支援、グループ支援、電話支援、電子メール・チャット等支援 <b>◆</b> 健診後早期の保健指導
	終了時評価の形態		3 ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

- ※1 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食 10 時間以上とする)
- ※2 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代え Non-HDL コレステロール (総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。ただし、LDL コレステロールの直接測定法も可とする。
- ※3 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。  
なお、食直後 (食事開始時から 3.5 時間未満) を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査について、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする (この場合共済組合から実施機関に委託費用は支払われない)。
- ※5 詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム (令和 6 年度版) の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合は、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。
- ※ 別表 2 に掲げる実施機関のうち特定保健指導を受託する機関は、自機関で特定健康診査を実施していない場合でも特定保健指導を実施することとする。

別表 4

## 委託料内訳書

区分		1人当たり 委託料単価 (消費税抜き)	1人当たり 委託料単価 (消費税10% 含)	支払条件	
特定健康診査	基本的な健診の項目	6,500円	7,150円	健診実施後に一括	
	詳細な健診項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査	220円		242円
		心電図検査	1,300円		1,430円
		眼底検査(両眼) (フィルム代含む)	1,120円		1,232円
		血清クレアチニン検査及びeGFR	110円		121円
特定保健指導	動機付け支援 (動機付け支援相当) ※1	7,700円	8,470円	面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた共済組合負担額の8/10を支払※2 残る2/10は実績評価終了後に支払	
	積極的支援	22,836円	25,120円	初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた共済組合負担額の4/10を支払※2 残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた共済組合負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払	

※ 他の法令に基づく健診(介護保険における生活機能評価等)を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙あるいは実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用(他の法令に基づく健診で負担すべき金額)を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を共済組合に請求することとする。

※ 特定健康診査の定率自己負担額の算出または特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※ 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※1 利用者に対し動機付け支援(動機付け支援相当)を実施し、3ヶ月経過後に実績評価

を行うに至った段階で、利用者が被保険者資格を喪失している場合であっても、保険者は保険者負担額の残り 2/10 の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績評価前に利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。

※2 動機付け支援及び積極的支援（動機付け支援相当除く）の初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接 2 回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接 1 回目を実施する前に初回分割面接 2 回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として共済組合に連絡し、その対応を確認した上で費用請求ができることとする。

（実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。）

イ 初回分割面接 2 回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接 2 回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、請求 XML の初回面接情報に記載すること。

ハ 初回分割面接 1 回目を実施後、電話や文書送付等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接 2 回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接 2 回目を終了させる）よう試みる。また、その事蹟は、請求 XML の初回面接情報に記載すること。

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

### 7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために共済組合から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、

業務完了後直ちに共済組合に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、共済組合が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 8 従事者への周知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### 9 実地調査

共済組合は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

#### 10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに共済組合に報告し、共済組合の指示に従うものとする。

氏 名	
生年月日	
記入日	

質問項目について、選択肢のいずれかを選択し、該当項目に○をしてください。

	質 問 項 目	回 答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無（医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。）	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	①はい(条件1と条件2を両方満たす) ②以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない(条件2のみ満たす) ③いいえ(①②以外)
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。(※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者)	①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(アルコール度数15度・180ml)の目安： ビール(同5度・500ml)、焼酎(同25度・約110ml)、 ワイン(同14度・約180ml)、ウイスキー(同43度・60ml)、 缶チューハイ(同5度・約500ml、同7度・約350ml)	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6ヶ月以内) ③近いうちに(概ね1ヶ月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ

## 別表 1

## 委託元保険者一覧表

項番	保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地 ※1	電話番号 ※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲 ※3				備考 ※4
						特定健康診査	動機付け支援	積極的支援	健診当日初回面接	
1		地方職員共済組合	102-8601	東京都千代田区平河町2丁目4番9号 地共済センタービル	03-3261-9824					
2	32010118	北海道支部	060-8588	北海道札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5044	○	○	○	○	
3	32020117	青森県支部	030-8570	青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9048	○	○	○	○	
4	32030116	岩手県支部	020-0023	岩手県盛岡市内丸11番1号	019-629-5075	○	○	○	○	
5	32040115	宮城県支部	980-8570	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2248	○	○	○	○	
6	32050114	秋田県支部	010-8570	秋田県秋田市山王4丁目1番1号	018-860-1050	○	○	○	○	
7	32060113	山形県支部	990-8570	山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-3307	○	○	○	○	
8	32070112	福島県支部	960-8670	福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7039	○	○	○		
9	32080111	茨城県支部	310-0852	茨城県水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル7階)	029-301-2327	○	○	○		
10	32090110	栃木県支部	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-2052	○	○	○	○	
11	32100117	群馬県支部	371-8570	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-2475	○	○	○	○	
12	32110116	埼玉県支部	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-2464	○	○	○	○	
13	32120115	千葉県支部	261-7133	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGマリブウエスト33階	043-350-2113	○	○	○	○	
14	32130114	本部支部	102-8601	東京都千代田区平河町2丁目4番9号 地共済センタービル	03-3261-2731	○	○	○	○	
15	32140113	神奈川県支部	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	045-210-2875	○	○	○	○	
16	32150112	新潟県支部	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階	025-280-5029	○	○	○	○	
17	32160111	富山県支部	930-8501	富山県富山市新総曲輪1番7号	076-444-3164	○	○	○		
18	32170110	石川県支部	920-8580	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1248	○	○	○		
19	32180119	福井県支部	910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	0776-20-0243	○	○	○		
20	32190118	山梨県支部	400-8501	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1376	○	○	○		
21	32200115	長野県支部	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7034	○	○	○		
22	32210114	岐阜県支部	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-1144	○	○	○	○	
23	32220113	静岡県支部	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3707	○	○	○	○	
24	32230112	愛知県支部	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6038	○	○	○	○	
25	32240111	三重県支部	514-8570	三重県津市広明町13番地	059-224-2113	○	○	○		
26	32250110	滋賀県支部	520-8577	滋賀県大津市京町四丁目1番1号	077-528-3161	○	○	○		
27	32260119	京都府支部	602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4159	○	○	○	○	
28	32270118	大阪府支部	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番43号新別館南館9階	06-6910-6825	○	○	○	○	
29	32280117	兵庫県支部	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-362-3123	○	○	○	○	
30	32290116	奈良県支部	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	0742-27-0999	○	○	○		
31	32300113	和歌山県支部	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	073-441-2145	○	○	○	○	
32	32310112	鳥取県支部	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7041	○	○	○		
33	32320111	島根県支部	690-8501	島根県松江市殿町1番地	0852-22-5027	○	○	○	○	
34	32330110	岡山県支部	700-8570	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7223	○	○	○	○	
35	32340119	広島県支部	730-8511	広島県広島市中区基町10番52号	082-222-9671	○	○	○		
36	32350118	山口県支部	753-8501	山口県山口市滝町1番1号	083-933-2076	○	○	○	○	

項番	保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地 ※1	電話番号 ※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲 ※3				備考 ※4
						特定健康 診査	特定保健指導			
					動機付 け支援		積極的 支援	健診当 日初回 面接		
37	32360117	徳島県支部	770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番	088-621-2047	○	○	○		
38	32370116	香川県支部	760-8570	香川県高松市番町4丁目1番10号	087-832-3046	○	○	○	○	
39	32380115	愛媛県支部	790-8570	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	089-941-5311	○	○	○	○	
40	32390114	高知県支部	780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	088-823-9775	○	○	○	○	
41	32400111	福岡県支部	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3813	○	○	○	○	
42	32410110	佐賀県支部	840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7383	○	○	○	○	
43	32420119	長崎県支部	850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号	095-895-2167	○	○	○	○	
44	32430118	熊本県支部	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2760	○	○	○	○	
45	32440117	大分県支部	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	097-506-2338	○	○	○	○	
46	32450116	宮崎県支部	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7013	○	○	○	○	
47	32460115	鹿児島県支部	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2070	○	○	○		
48	32470114	沖縄県支部	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2127	○	○	○	○	
49		公立学校共済組合	101-0062	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5	03-5259-5805					
50	34010017	北海道支部	060-8544	北海道札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5735	○	○	○		○
51	34020016	青森支部	030-8540	青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9916	○	○	○	○	○
52	34030015	岩手支部	020-8570	岩手県盛岡市内丸10番1号	019-629-6126	○	○	○	○	○
53	34040014	宮城支部	980-8423	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-3675	○	○	○		○
54	34050013	秋田支部	010-8580	秋田県秋田市山王3丁目1番1号	018-860-5221	○	○	○	○	○
55	34060012	山形支部	990-8570	山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-2882	○	○	○		○
56	34070011	福島支部	960-8688	福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7804	○	○	○	○	○
57	34080010	茨城支部	310-8588	茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-5419	○	○	○		○
58	34090019	栃木支部	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-3432	○	○	○	○	○
59	34100016	群馬支部	371-8570	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-4565	○	○	○	○	○
60	34110015	埼玉支部	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-6703	○	○	○		○
61	34120014	千葉支部	260-8619	千葉県千葉市中央区市場町1番1号	043-223-4121	○	○	○	○	○
62	34130013	東京支部	163-8001	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-6821	○	○	○	○	○
63	34140012	神奈川支部	231-8309	神奈川県横浜市中区日本大通5-1	045-210-8168	○	○	○	○	○
64	34150011	新潟支部	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-283-5170	○	○	○	○	○
65	34160010	富山支部	930-8501	富山県富山市新総曲輪1番7号	076-432-7176	○	○	○	○	○
66	34170019	石川支部	920-8575	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1848	○	○	○	○	○
67	34180018	福井支部	910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	0776-20-0560	○	○	○		○
68	34190017	山梨支部	400-8504	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1745	○	○	○		○
69	34200014	長野支部	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7446	○	○	○	○	○
70	34210013	岐阜支部	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-8818	○	○	○	○	○
71	34220012	静岡支部	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3181	○	○	○	○	○
72	34230011	愛知支部	460-8534	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6777	○	○	○	○	○
73	34240010	三重支部	514-0004	三重県津市栄町1丁目954	059-224-2989	○	○	○	○	○
74	34250019	滋賀支部	520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	077-528-4555	○	○	○	○	○

項番	保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ ハイフンあり)	所在地 ※1	電話番号 ※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲 ※3				備考 ※4
						特定健康 診査	特定保健指導			
75	34260018	京都支部	602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-5807	○	○	○		○
76	34270017	大阪支部	540-8571	大阪府大阪市中央区大手前2丁目	06-6941-3991	○	○	○		○
77	34280016	兵庫支部	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-362-3763	○	○	○	○	○
78	34290015	奈良支部	630-8502	奈良県奈良市登大路町30番地	0742-27-9827	○	○	○		○
79	34300012	和歌山支部	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	073-499-7140	○	○	○		○
80	34310011	鳥取支部	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	0857-26-7532	○	○	○	○	○
81	34320010	島根支部	690-8502	島根県松江市殿町1番地	0852-22-6615	○	○	○	○	○
82	34330019	岡山支部	700-8570	岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7604	○	○	○	○	○
83	34340018	広島支部	730-8514	広島県広島市中区基町9番42号	082-513-4954	○	○	○	○	○
84	34350017	山口支部	753-8501	山口県山口市滝町1番1号	083-933-4575	○	○	○	○	○
85	34360016	徳島支部	770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番	088-621-3179	○	○	○	○	○
86	34370015	香川支部	760-8582	香川県高松市天神前6番1号	087-832-3794	○	○	○	○	○
87	34380014	愛媛支部	790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番2号	089-941-5393	○	○	○	○	○
88	34390013	高知支部	780-0850	高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	088-821-4755	○	○	○	○	○
89	34400010	福岡支部	812-8575	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3869	○	○	○	○	○
90	34410019	佐賀支部	840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7225	○	○	○	○	○
91	34420018	長崎支部	850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号	095-894-3343	○	○	○		○
92	34430017	熊本支部	862-8609	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-382-9312	○	○	○	○	○
93	34440016	大分支部	870-8503	大分県大分市府内町3丁目10番1号	097-506-5480	○	○	○	○	○
94	34450015	宮崎支部	880-8502	宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号	0985-26-7242	○	○	○	○	○
95	34460014	鹿児島支部	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-5217	○	○	○	○	○
96	34470013	沖縄支部	900-8571	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2720	○	○	○	○	○
97		警察共済組合	102-8588	東京都千代田区三番町6番8 警察共済ビル	03-5213-7593					
98	33010018	北海道支部	060-8520	北海道札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110	○	○	○	○	○
99	33020017	青森県支部	030-0801	青森県青森市新町2丁目3番1号	017-723-4211	○	○	○	○	○
100	33030016	岩手県支部	020-8540	岩手県盛岡市内丸8番10号	019-653-0110	○	○	○	○	○
101	33040015	宮城県支部	980-8410	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-221-7171	○	○	○	○	○
102	33050014	秋田県支部	010-0951	秋田県秋田市山王4丁目1番5号	018-863-1111	○	○	○	○	○
103	33060013	山形県支部	990-8577	山形県山形市松波2丁目8番1号	023-642-5755	○	○	○	○	○
104	33070012	福島県支部	960-8686	福島県福島市杉妻町5番75号	024-522-2151	○	○	○	○	○
105	33080011	茨城県支部	310-8550	茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-0110	○	○	○	○	○
106	33090010	栃木県支部	320-8510	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-3789	○	○	○	○	○
107	33100017	群馬県支部	371-8580	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-243-0110	○	○	○	○	○
108	33110016	埼玉県支部	330-8533	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-832-0110	○	○	○	○	○
109	33120015	千葉県支部	260-8668	千葉県千葉市中央区長州1丁目9番1号	043-201-0110	○	○	○	○	○
110	33130014	警察庁支部	100-8974	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号	03-3581-0141	○	○	○	○	○
111	33130022	皇宮警察支部	100-0001	東京都千代田区千代田1番3号	03-3231-3115	○	○	○	○	○
112	33130030	警視庁支部	100-8929	東京都千代田区霞が関2丁目1番1号	03-3581-4321	○	○	○	○	○

項番	保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地 ※1	電話番号 ※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲 ※3				備考 ※4
						特定健康診査	特定保健指導			
					動機付け支援		積極的支援	健診当日初回面接		
113	33140013	神奈川県支部	231-8403	神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番	045-211-1212	○	○	○	○	○
114	33150012	新潟県支部	950-8553	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-285-0110	○	○	○	○	○
115	33160011	富山県支部	930-8570	富山県富山市新総曲輪1番7号	076-441-2211	○	○	○	○	○
116	33170010	石川県支部	920-8553	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0818	○	○	○	○	○
117	33180019	福井県支部	910-8515	福井県福井市大手3丁目17番1号	0776-22-2880	○	○	○	○	○
118	33190018	山梨県支部	400-8586	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-221-0110	○	○	○	○	○
119	33200015	長野県支部	380-8510	長野県長野市南長野字幅下692番地2号	026-233-0110	○	○	○	○	○
120	33210014	岐阜県支部	500-8501	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-271-2424	○	○	○	○	○
121	33220013	静岡県支部	420-8610	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-252-4781	○	○	○	○	○
122	33230012	愛知県支部	460-8502	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目1番1号	052-951-1611	○	○	○	○	○
123	33240011	三重県支部	514-8514	三重県津市栄町1丁目100番地	059-222-0110	○	○	○	○	○
124	33250010	滋賀県支部	520-8501	滋賀県大津市打出浜1番10号	077-522-1231	○	○	○	○	○
125	33260019	京都府支部	602-8550	京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町8番地3	075-451-9111	○	○	○	○	○
126	33270018	大阪府支部	540-8540	大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番11号	06-6943-1234	○	○	○	○	○
127	33280017	兵庫県支部	650-8510	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	078-341-7441	○	○	○	○	○
128	33290016	奈良県支部	630-8578	奈良県奈良市登大路町80番地	0742-23-0110	○	○	○	○	○
129	33300013	和歌山県支部	640-8588	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地1	073-423-0110	○	○	○	○	○
130	33310012	鳥取県支部	680-8520	鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	0857-23-0110	○	○	○	○	○
131	33320011	島根県支部	690-8510	島根県松江市殿町8番地1	0852-26-0110	○	○	○		○
132	33330010	岡山県支部	700-8512	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-234-0110	○	○	○	○	○
133	33340019	広島県支部	730-8507	広島県広島市中区基町9番42号	082-228-0110	○	○	○	○	○
134	33350018	山口県支部	753-8504	山口県山口市滝町1番1号	083-933-0110	○	○	○	○	○
135	33360017	徳島県支部	770-8510	徳島県徳島市万代町2丁目5番地1	088-622-3101	○	○	○	○	○
136	33370016	香川県支部	760-8579	香川県高松市番町4丁目1番10号	087-833-0110	○	○	○		○
137	33380015	愛媛県支部	790-8573	愛媛県松山市南堀端町2番地2	089-934-0110	○	○	○	○	○
138	33390014	高知県支部	780-8544	高知県高知市丸の内2丁目4番30号	088-826-0110	○	○	○		○
139	33400011	福岡県支部	812-8576	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	092-641-5530	○	○	○		○
140	33410010	佐賀県支部	840-8540	佐賀県佐賀市松原1丁目1番16号	0952-26-5242	○	○	○		○
141	33420019	長崎県支部	850-8548	長崎県長崎市尾上町3番3号	095-820-0110	○	○	○	○	○
142	33430018	熊本県支部	862-8610	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-381-0110	○	○	○		○
143	33440017	大分県支部	870-8502	大分県大分市大手町3丁目1番1号	097-536-2131	○	○	○	○	○
144	33450016	宮崎県支部	880-8509	宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号	0985-31-0110	○	○	○	○	○
145	33460015	鹿児島県支部	890-8566	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	099-206-0110	○	○	○	○	○
146	33470014	沖縄県支部	900-0021	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-862-0110	○	○	○	○	○
147	32130213	東京都職員共済組合	163-8001	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-7352	○	○	○	○	
148	32140311	横浜市職員共済組合	231-8315	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1 横浜アイランドタワー 17階	045-671-3400	○	○	○		
149	32230310	名古屋市職員共済組合	460-8508	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番1号	052-972-2143	○	○	○		
150	32260317	京都市職員共済組合	604-8571	京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	075-222-3239	○	○	○	○	○

項番	保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地 ※1	電話番号 ※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲 ※3				備考 ※4
						特定健康診査	特定保健指導			
	動機付け支援	積極的支援	健診当日初回面接							
151	32270316	大阪市職員共済組合	530-8201	大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所	06-6208-7597	○	○	○	○	
152	32280315	神戸市職員共済組合	650-0034	兵庫県神戸市中央区京町7番地	078-322-5110	○	○	○		○
153	32340317	広島市職員共済組合	730-8586	広島県広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2062	○	○	○		
154	32400319	北九州市職員共済組合	803-8501	福岡県北九州市小倉北区内1番1号	093-582-2227	○	○	○	○	
155	32400327	福岡市職員共済組合	810-8620	福岡県福岡市中央区天神一丁目8-1	092-711-4146	○	○	○	○	
156	32010415	北海道市町村職員共済組合	060-8578	北海道札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館5階	011-330-2567	○	○	○	○	
157	32020414	青森県市町村職員共済組合	030-8567	青森県青森市本町5丁目1番5号 アップルパレス青森内	017-723-6520	○	○	○	○	
158	32030413	岩手県市町村職員共済組合	020-0021	岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール内	019-653-3924	○	○	○		
159	32040412	宮城県市町村職員共済組合	980-8422	宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館	022-263-6413	○	○	○		
160	32050411	秋田県市町村職員共済組合	010-0951	秋田県秋田市山王4丁目2番3号 秋田県市町村会館内	018-862-5262	○	○	○	○	
161	32060410	山形県市町村職員共済組合	990-0023	山形県山形市松波4丁目1番15号 山形県自治会館5階	023-622-6902	○	○	○	○	
162	32070419	福島県市町村職員共済組合	960-8515	福島県福島市太田町13番53号 福島グリーンパレス4階	024-533-0011	○	○	○	○	
163	32080418	茨城県市町村職員共済組合	310-0852	茨城県水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館5階	029-301-1413	○	○	○	○	○
164	32090417	栃木県市町村職員共済組合	320-0811	栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル3階	028-615-7816	○	○	○	○	
165	32100414	群馬県市町村職員共済組合	371-8505	群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館	027-290-1356	○	○	○	○	
166	32110413	埼玉県市町村職員共済組合	330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号 さいたま共済会館	048-822-3305	○	○	○		○
167	32120412	千葉県市町村職員共済組合	260-8502	千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号	043-248-1114	○	○	○	○	
168	32130411	東京都市町村職員共済組合	190-8573	東京都立川市錦町1丁目12番1号	042-528-2191	○	○	○	○	
169	32140410	神奈川県市町村職員共済組合	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町75番地 神奈川県自治会館5階	045-664-5421	○	○	○	○	
170	32190415	山梨県市町村職員共済組合	400-8587	山梨県甲府市蓬沢1丁目15番35号 山梨県自治会館6階	055-232-7311	○	○	○	○	
171	32150419	新潟県市町村職員共済組合	950-8551	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館内	025-285-5414	○	○	○	○	○
172	32160418	富山県市町村職員共済組合	930-0871	富山県富山市下野995番地の3 市町村会館4階	076-431-8032	○	○	○		○
173	32170417	石川県市町村職員共済組合	920-8555	石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎	076-263-3366	○	○	○	○	
174	32180416	福井県市町村職員共済組合	910-8554	福井県福井市西開発4丁目202番1	0776-52-7301	○	○	○		
175	32200412	長野県市町村職員共済組合	380-8586	長野県長野市権堂町2201番地	026-217-5698	○	○	○	○	○
176	32210411	岐阜県市町村職員共済組合	500-8508	岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号 岐阜県県民ふれあい会館13階	058-277-1129	○	○	○		○
177	32220410	静岡県市町村職員共済組合	422-8067	静岡県静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ5階静岡県市町村センター内	054-202-4845	○	○	○	○	
178	32230419	愛知県市町村職員共済組合	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 愛知県自治センター5階	052-951-4548	○	○	○	○	○
179	32240418	三重県市町村職員共済組合	510-0393	三重県津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎4階	059-253-2704	○	○	○	○	○
180	32250417	滋賀県市町村職員共済組合	520-8550	滋賀県大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館別館	077-525-5783	○	○	○		
181	32260416	京都市市町村職員共済組合	602-8048	京都府京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1 京都府自治会館2階	075-431-0307	○	○	○	○	
182	32270415	大阪府市町村職員共済組合	540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋2番31号 シティプラザ大阪5階	06-6941-0366	○	○	○		
183	32280414	兵庫県市町村職員共済組合	650-0011	兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館5階	078-321-0311	○	○	○	○	○
184	32290413	奈良県市町村職員共済組合	634-8561	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館4階	0744-29-8265	○	○	○	○	
185	32300410	和歌山県市町村職員共済組合	640-8263	和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館4階	073-431-0153	○	○	○	○	
186	32310419	鳥取県市町村職員共済組合	680-0846	鳥取県鳥取市扇町32番地	0857-26-2421	○	○	○	○	
187	32320418	島根県市町村職員共済組合	690-0852	島根県松江市千鳥町20番地 ホテル白鳥2階	0852-21-9510	○	○	○	○	
188	32330417	岡山県市町村職員共済組合	700-0023	岡山県岡山市北区駅前町2丁目3番31号 サン・ビーチOKAYAMA 4階	086-225-7841	○	○	○	○	

項番	保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地 ※1	電話番号 ※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲 ※3				備考 ※4
						特定健康診査	特定保健指導			
					動機付け支援		積極的支援	健診当日初回面接		
189	32340416	広島県市町村職員共済組合	730-0036	広島県広島市中区袋町3番17号 シンヨービル7階	082-545-8886	○	○	○	○	
190	32350415	山口県市町村職員共済組合	753-8529	山口県山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階	083-925-6142	○	○	○	○	○
191	32360414	徳島県市町村職員共済組合	770-8551	徳島県徳島市幸町3丁目55番地 自治会館5階	088-621-3527	○	○	○	○	
192	32370413	香川県市町村職員共済組合	760-0066	香川県高松市福岡町二丁目3番4号	087-851-6769	○	○	○	○	
193	32380412	愛媛県市町村職員共済組合	790-8678	愛媛県松山市三番町5丁目13番1 えひめ共済会館	089-945-6318	○	○	○	○	
194	32390411	高知県市町村職員共済組合	780-0870	高知県高知市本町5丁目3番20号	088-823-3213	○	○	○	○	
195	32400418	福岡県市町村職員共済組合	812-0044	福岡県福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館6階	092-651-2461	○	○	○	○	
196	32410417	佐賀県市町村職員共済組合	840-0832	佐賀県佐賀市堀川町1番1号 (佐賀県市町会館2階)	0952-29-0332	○	○	○	○	
197	32420416	長崎県市町村職員共済組合	850-0032	長崎県長崎市興善町6番3号 長崎県市町村職員共済会館	095-827-3139	○	○	○	○	
198	32430415	熊本県市町村職員共済組合	862-0911	熊本県熊本市東区健軍1丁目5番3号 (熊本県市町村自治会館別館3階)	096-368-0903	○	○	○		
199	32440414	大分県市町村職員共済組合	870-0022	大分県大分市大手町2丁目3番12号 大分県市町村会館3階	097-532-1531	○	○	○	○	
200	32450413	宮崎県市町村職員共済組合	880-8525	宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番15号	0985-24-5284	○	○	○		
201	32460412	鹿児島県市町村職員共済組合	890-8527	鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目8番8号 マリンパレスかごしま内	099-256-6759	○	○	○		
202	32470411	沖縄県市町村職員共済組合	900-8566	沖縄県那覇市旭町116番地37 (自治会館3階)	098-867-0784	○	○	○	○	
203	32010514	北海道都市職員共済組合	064-8645	北海道札幌市中央区南9条西1丁目1-20	011-512-1626	○	○	○	○	
204	32040511	仙台市職員共済組合	980-8671	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	022-214-1228	○	○	○	○	
205	32230518	愛知県都市職員共済組合	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 愛知県自治センター内	052-951-0472	○	○	○		

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託範囲の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者にのみ特定保健指導を実施することとする。

※4 委託元保険者がインボイス制度対応を必要とする場合「○」を記入。